

第2章

内国民待遇

1. ルールの外観

(1) ルールの背景

WTO 協定においては、最恵国待遇と並んで、内国民待遇が基本原則となっている。この原則によれば、輸入品に適用される待遇は、国境措置である関税を除き、同種の国内産品に対するものと差別的であってはならない。サービス協定や TRIPS 協定にも同様の規定が定められている。この原則は、輸入品に対する差別的措置を採ることを妨げる一方で、関税以外の手段により、関税の効果を相殺することをできなくする。後者は、WTO 加盟国であるA 国が産品 α に対する輸入関税率を 10%から 5%に引き下げた場合に、輸入された産品 α に対してのみ差別的な国内消費税が課されることになれば、5%の関税引き下げ効果は実質的に減殺されるといった場合である。

内国民待遇原則は、このように輸入産品に国内産品より不利でない待遇を与えることによって、WTO 加盟国の国内における「隠された貿易障壁」を除去することを目的とするものであり、その遵守は、各国間の権利と義務のバランスを維持し、多角的貿易体制を守るためにも必要不可欠である。

(2) 法的規律の概要

①GATT 第3条(内国民待遇原則)

GATT 第3条は、WTO 加盟国が他の加盟国に内国民待遇を供与することを定めている。まず、内国税等及び国内規則について、WTO 加盟国は他の加盟国に国内生産に保護を与えるように輸入産品又は国内

産品に適用してはならない旨一般原則を定めている(第3条第1項)。

また、内国税等については、同種の産品、又は直接的に競争し若しくは代替可能な産品の間では、国内産品以上の水準を輸入産品に課してはならない(第3条第2項)、国内規則については、同種の産品の間では、輸入産品に国内産品より不利でない待遇を付与する(第3条第4項)旨定めている。加えて、数量規則については、産品の特定の数量又は割合を国内の供給源から供給すべきことを直接又は間接に要求するものを設定し、又は維持してはならない(第3条第5項)としている。

過去の GATT 上の紛争を取り扱ったパネルの判断においては、産品の同種性を判断するに当たって、産品の物理的特性、産品の最終用途、消費者の嗜好及び慣習、及び関税分類が用いられている。この考え方は、基本的にWTO のパネル・上級委員会報告書においても踏襲されている(日本-酒税事件(DS8、10、11 ほか)¹)。

(a) GATT 第3条第2項第一文

第3条第2項第一文における「同種の産品」判断は、①製品特性と品質、②最終用途、③消費者嗜好、④関税分類の4要素を中心として行われる(日本-酒税事件)が、関税分類を付随的にのみ検討した先例もある。輸入品に対する課税が国産の「同種の産品」に対する課税と比較してわずかでも上回れば、第一文に違反するとされている(日本-酒税事

¹ WT/DS8/R para. 6. 21.

件)²。したがって、「同種の產品」は高度の類似性を必要とするとされ、第一文違反が主張されないケースも存在する（韓国－酒税事件及びチリー酒税事件）。

同種性の判断を行う場合に、物理的特性の差異だけでなく、市場において競争関係にあるか否かを重視するとした例もある（フィリピン－酒税事件）。この事件では、原材料の違う同一の酒類（ウィスキーやブランデー等）は、見た目や味などに顕著な差がなく、競争関係にあるため、原材料に差異があるからといって、同種性が否定されるものではないと判断された。これに対して、競争関係に対する直接の言及なしに焼酎とウオッカとが同種の產品であると判断された事例もある（日本－酒税事件）。このように、競争関係を判断するに当たって、同一市場内での競争関係の有無の判断がなされるとすれば、国・地域によって同種性の判断は大きく左右されることになる。

（b）GATT 第 3 条第 2 項第二文

第 3 条第 2 項第二文では、「直接的競争又は代替可能な產品」（競争上の代替性：直接の競争関係にある場合）に関して、内国民待遇違反の有無を判断するとされる（GATT 付属書 I における第 3 条第 2 項に関する注釈及び補足規定）。「直接的競争又は代替可能な產品」の認定は、物理的特性や用途等に加え、流通経路等の重なり等も考慮するとされている（韓国－酒税事件）³。第二文に違反するとされるためには、產品間において微細でない（not de minimis）内国税の制度上の格差（not similarly taxed）が存在することに加えて、第 3 条第 1 項の原則に反し、措置が国内生産に保護を与えるように適用されていることが立証されなければならない。こうした保護的措置の有無は、当該国の主観的な意図でなく、課税措置の客観的構造・構成等（objective design, revealing structure and architecture）から判断される（日本－酒税事件）⁴。

（c）GATT 第 3 条第 4 項

第 3 条第 4 項は、「同種の產品」間の取扱いの違いを問題としている。本条項での「同種の產品」判断に当たっては、第 3 条第 2 項第一文と同様に、①製品特性と品質、②最終用途、③消費者選好、④関税分類の 4 要素を中心とした判断がなされるとするのが先例である（EC－アスベスト事件）⁵。EC－アスベスト事件における「同種の產品」判断において、パネルは、物理的特性及び用途に着目してアスベスト製品と類似製品（セルロース製品・グラスファイバー製品など）とを「同種の產品」として認定し、この取扱いの差異に基づき内国民待遇義務違反を認めた⁶。これに対して、上級委員会は、アスベストの発がん性と消費者の選好に差が生じることから、パネルの「同種の產品」の認定を覆し、アスベスト製品と類似製品との取扱いの違いがそもそも内国民待遇義務に違反しないと判断した⁷。

また、第 3 条第 4 項違反を認定するに当たっては、措置が「不利でない待遇」であるか否かを判断する際に、規制目的を考慮するか否かが議論となっていた（EC－アスベスト事件及びアスベストを含む產品の輸入・流通等を禁止する措置事件、EU－アザラシ事件等）。上級委員会は、EC－アスベスト事件において、アスベストの毒性及びこれに対する消費者の選好に注目しており、事実上措置の目的を考慮している可能性があるが、EU－アザラシ事件において、規制目的は GATT 第 20 条の文脈で考慮されるべきとして、第 3 条第 4 項においては規制目的を考慮しないと立場を明示した。しかしながら、この判断の後、内国民待遇義務に違反するか否かの判断において措置の政策目的を考慮すべきとの意見を述べる加盟国が依然として存在しており、先例として確立・定着したとは未だ言えない。この点は今後の先例の展開を注視する必要がある。

以上のように、GATT 第 3 条違反の有無を判断するに当たっては、各項で異なる要件を考慮する必要

² WT/DS8/AB/R page 23.

³ WT/DS75/AB/R paras. 108-109, 124.

⁴ 先例上、国產品と比較して輸入品に対する課税が重く偏していることが重視されているが、主張された租税措置の目的と税率構造とが合理的関係を欠いていることに言及する先例も存在する（WT/DS87/AB/R paras. 70-71）。

⁵ WT/DS135/R paras. 118-144。ただし、第 2 項における「同種の產品」は「直接的競争又は代替可能な產品」より狭い範囲の產品を指すとするのが先例（日本－酒税事件）であり、考慮要素は第 2 項第二文と第 4 項とで同じであっても、具体的な「同種の產品」とされる範囲は異なるとされる可能性がある。

⁶ ただし、パネルは GATT 第 20 条(b)号に依拠してアスベスト製品の輸入禁止を正当化した。

⁷ WT/DS135/AB/R paras. 139-141。

がある。

②GATT 第3条（内国民待遇原則）の例外規定

基本原則たる内国民待遇にも、いくつかの場合に例外が認められている。

（a）政府調達

政府調達に関しては、国内産品を優先的に購入することが、GATT 第3条第8項(a)において認められ、内国民待遇原則の例外となっている。このような例外が認められる理由は、政府調達において国産品を優遇する措置が多数存在していたためであるとされる⁸。しかしその後、政府財政が国民経済に占める規模が大きい加盟国も多いことから、東京ラウンドにおいて政府調達に関する協定が締結され、ウルグアイラウンドで合意された複数国間協定たる政府調達協定においては、内国民待遇原則が規定されている。ただし、WTO 協定の加盟国は、必ずしも政府調達協定の加盟国となる必要はなく、同協定に参加している国は主に先進国に限られている。したがって、政府調達の分野では、同協定の加盟国間では内国民待遇原則が適用されるが、それ以外の加盟国については、依然として内国民待遇原則は適用されない（詳しくは第14章「政府調達」を参照）。

（b）国内生産者補助金

国内補助金に関しては、国内生産者に対してのみ補助金を交付することが、GATT 第3条第8項(b)により内国民待遇原則の例外となっている。このような例外が認められたのは、補助金が一国の政策手段として有効なものであり、その交付は基本的に産業政策当局の裁量範囲に属するとの認識があるからであるが、国内生産者に直接交付されることが必要であり、国産品の購入に対して消費者に付与される補助金は例外とされず、また租税の減免措置も例外とされないとするのが先例である。さらに、国内生産者にのみ付与される補助金には、貿易への悪影響も生じ得るため、補助金協定に詳細な規定が置かれている（詳しくは第7章「補助金・相殺措置」を参照）。

（c）開発の初期の段階にある加盟国に関する例外措置（GATT 第18条C）

開発の初期の段階にある加盟国においては、幼稚産業の確立を促進することによりその国民の一般的生活水準を引き上げるため、政府の援助が必要とされ、GATT に合致した措置ではその目的を実際に達成し得ない場合がありうる。この場合、GATT 第18条Cを援用することによりWTO加盟国への通告及び協議手続を経た上で、一定の制限の下でGATT 第1条、第2条及び第13条を除くGATTの規定に反する措置をとりうるものとされている。GATT 第18条Bの一般収支状況を理由とした貿易制限措置（詳しくは第3章「数量制限」を参照）とは異なり、水際措置のみならず内国民待遇義務に違反する措置も、第18条Cの下ではとりうるものとされている。マレーシアの石油化学製品の輸入許可制度のケース(DS1)において、マレーシアは、ポリエチレンに対する輸入制限を実施する理由としてGATT 第18条Cを援用したが、本件は申立国であるシンガポールが訴えを取り下げ、パネル・上級委員会による最終的な判断はなされなかった。

（d）その他の内国民待遇に関する例外規定

GATT 上の内国民待遇原則固有の例外としては、GATT 第3条第10項及びGATT 第4条に基づく映画の上映時間割当に関する例外がある。また、そのほかGATT 第20条の一般的例外規定（例えば、公徳の保護のために必要な措置等）、第21条の安全保障上の例外規定及びWTO設立協定第9条のウェーバー規定は、内国民待遇原則に対しても適用される（詳細は第1章「最恵国待遇」を参照）。

③GATT 第3条以外の内国民待遇規定

内国民待遇の基本的な考え方は、WTO協定の発効に伴い、限定された形ではあるが、物品に関する諸協定や、サービス貿易、知的財産分野にも拡張された。物品に関する諸協定では、例えばTBT協定第2.1条が挙げられる。

TBT協定第2.1条は「加盟国は、強制規格に関し、いずれの加盟国の領域から輸入される製品についても、同種の国内原産の産品に与えられる待遇よりも

⁸ GATT Analytical Index, Volume 1, PP190-194 を参照。

不利でない待遇を与えることを確保する」と規定する。当該規定は、GATT 第 3 条第 4 項の規定に文言が類似しており、TBT 協定第 2.1 条の解釈を行う際には、同第 3 条第 4 項の文脈を考慮する必要があるとされる（EU—アザラシ事件）。よって、製品の「同種性」の判断は、同第 3 条第 4 項と同様に、①製品特性と品質、②最終用途、③消費者選好、④関税分類の 4 要素を中心としたものとなる。

その一方で、「より不利でない取扱い」については、対象となる輸入品全体と国産の「同種の製品」全体とで比較することが先例となっている⁹。上級委員会は、TBT 協定第 2.1 条に関して、輸入品と国産の「同種の製品」との取扱いの違いが「正当な規制区分」に基づくものか否かを問うとしている（EU—アザラシ事件）。

なお、TBT 協定第 2.1 条と GATT 第 3 条は、どちらも内国民待遇原則に関連する規定であり、措置の性質により適用される条文が決定されるが、両者は重複して適用され得るとされている（EU—アザラシ事件）¹⁰。

そのほか、TBT 協定第 5.1.1 条は、強制規格の適合性評価手続に関して、最恵国待遇と並んで内国民待遇を定めている。サービス協定では、第 17 条でサービス及びサービス提供者への内国民待遇付与を定めている。加えて、TRIPS 協定第 3 条においても、知的財産保護に関する他の加盟国の国民への内国民待遇が明示的に規定されており、複数国間貿易協定である政府調達協定においても内国民待遇条項が取り入れられている（詳しくは第 12 章「サービス貿易」、第 13 章「知的財産」、第 14 章「政府調達」を参照）。

（3）経済的視点及び意義

輸入国は、国内生産者等からの保護主義的圧力を受ける結果、輸入品に対して、内国税や国内規

則を差別的に適用することにより、国内生産を保護しようとする傾向を持つ。これは、国内産品と輸入品間の競争条件を歪め、経済厚生を低下させる。

内国民待遇原則の下では、このような国内生産の保護を目的とする政策は原則として認められない。GATT 第 2 条により、国内産業保護の手段として関税が認められているが、これは関税については、譲許表により関税率が公表され、かつ約束されるため、透明性及び予見可能性が高いためである。他方、内国税・国内規則等はいわゆる「隠れた貿易障壁」として、透明性及び予見可能性に乏しいため、貿易歪曲効果が大きい。GATT 第 3 条の存在によって、一般的に国内保護を目的とする政策・措置は阻止され、貿易自由化は促進されることとなる。

さらに、関税譲許との関係に関して言えば、GATT 第 2 条により、国内産業保護の手段として「関税」のみを認めた上で、その漸進的減少により自由化を達成することとしている。しかしながら、たとえ貿易交渉によって関税が引き下げられたとしても、同時に国内生産保護の目的のもとで内国税・国内規制が差別的に適用されたならば、表面上は貿易障壁（関税）は下がるが実質的には貿易障壁（内国税・国内規制）が存続することとなる。このように内国民待遇原則は、各国が内国税・国内規則等を通じて関税譲許の価値を減殺することを禁止し、貿易の自由化を促進させる意義をも有する。

内国民待遇原則も、最恵国待遇原則と並ぶ GATT の基本原則として GATT の紛争処理手続において援用されることが多い。ただし、最恵国待遇原則と同様、多くの場合、内国民待遇の問題に加えて、最恵国待遇、数量制限、貿易関連投資措置、基準認証他の規定との整合性が通常併せて問題となる。

⁹ 本文で触れたように、EU—アザラシ事件において、上級委員会は、TBT 協定第 2.1 条とは異なり、一般的例外を定める GATT 第 20 条で規制の目的を考慮することが想定されているとして、GATT 第 3 条第 4 項においては目的を考慮しないとしている。したがって、GATT 第 3 条においては、その整合性判断において措置の目的を考慮する TBT 第 2.1 条と異なり、措置の目的の考慮は GATT 第 20 条における適合性の審査に先送りされることになる。しかし、GATT 第 3 条における整合性の分析において、目的及び目的と手段との関係を考慮している先例もある。これらの判断枠組みのいずれを採用するかについては、GATT 第 20 条だけで、例外として許容される政策目的が尽きていると考えるか否かが極めて重要である（WT/DS400/AB/R paras. 5. 127, 5. 130）。

¹⁰ WT/DS400/AB/R paras. 5. 118, 5. 122。

2. 主要ケース

(1) 日本－日本の酒税 (DS8、10、11)

日本は、1987年11月10日に採択されたパネル報告において、内国民待遇原則を定める GATT 第3条に違反するとされ、これを受けて酒税法を改正し、従価税制度、級別制度及び果実酒のエキス分による税率格差制度を廃止し、また、蒸留酒の間での税率格差を縮小させた。しかし、EC は、焼酎と他の蒸留酒との間の税率格差が残っていることなどを指摘し、1995年、再度の協議が行われた。

GATT 第3条第2項違反とするパネル報告が出されたことを受け、日本からの上訴により、1995年に上級委員会報告が出された。上級委員会は、パネル報告を一部修正したが、結論は維持し、焼酎とウオッカとは「同種の産品」であり、後者に前者に対するものを超える内国税を賦課している点で GATT 第3条第2項第一文に違反し、また、焼酎と、ウィスキー・ブランディー・ラム・ジン・genever（オランダのジン）・リキュール・その他のスピリッツ類とは「直接競合・代替可能産品」であり、後者のグループに前者と「同様に」課税されていない点で GATT 第3条第2項第二文に違反するとの判断を下した。

(2) 韓国－韓国の生鮮、冷蔵及び冷凍牛肉の輸入に影響を与える措置 (DS161、169)

韓国国内においては、輸入牛肉は専門の輸入牛肉店でのみ売ることができ、大型店では輸入牛肉のための隔離された販売場所を用意しなければならない。また、輸入牛肉を販売する店は国内産牛肉を売る店と区別するために「輸入牛肉専門店」の看板を掲げなければならないとする、二重小売制度が取られていた。同規制に対して、米国・カナダ・ニュージーランドなどが GATT 第3条第4項違反を訴えた。1999年、紛争解決機関はパネルを設置し、韓国の牛肉輸入措置及び国内販売に関しての判断を行った。

二重小売制度に関し、パネルは、国籍や起源に

関する基準によるいかなる規制的区别も GATT 第3条第4項違反となると判断したが、この点に関し上級委員会は、GATT 第3条第4項は、輸入品に国産品よりも不利でない待遇を与える措置を要求しているだけであり、待遇が異なるだけでは必ずしも GATT 第3条第4項違反とはならず、輸入品が国内産品と比べて競争条件が不利な状況に置かれている場合に GATT 第3条第4項違反となるとの解釈を示した。その上で、上級委員会は、韓国国内における輸入牛肉の競争条件は、国内産品と比べて市場において不利な扱いを受けているとして、GATT 第3条第4項の違反を認定した。

(3) EU－アスベスト及びアスベストを含む産品の輸入・流通等を禁止する措置 (DS135)

アスベストが発がん性を有し、人体にとって有害であるとの認識のもと、消費者・労働者保護のためアスベスト及びアスベストを含む産品の輸入・流通等を禁止するフランスの措置について、1998年10月、カナダは GATT 第3条違反を訴えた。パネルは、アスベストとグラスファイバー製品・セルロース製品等の類似製品の間、GATT 第3条4項における「同種の産品」の関係があることを認定した。

上級委員会は、GATT 第3条4項における「同種の産品」は GATT 第3条2項における「直接競合品」よりも広いとは言えないとの解釈を示した。その上で、本件において「同種の産品」であるか否かを判断するに当たっては、アスベストに発がん性があることが広く認められていることに触れ、そのことは「同種の産品」判断にかかる四要素（①製品特性と品質、②最終用途、③消費者選好、④関税分類）のうちの一つである「消費者選好」に影響を与えると判断した。消費者は、発がん性のあるアスベストと、そうでない類似製品であれば後者を選択する傾向にあるとし、アスベストとグラスファイバー製品・セルロース製品等の類似製品は、「同種の産品」とは言えないとし、フランスの GATT 第3条第4項違反を認定しなかった。

(4) EU—アザラシの販売禁止措置 (DS400、401)

EU は商業アザラシ（アザラシ、アシカ及びセイウチのことを指す）猟に由来するアザラシ製品を市場に出すことを禁止する規制を設けた。本措置では、イヌイット等の先住民族が生計を立てるために行った伝統的狩猟によって生産された製品に関しては市場に出すことが認められる、といった例外が設けられていた。

当該規制に対し、2009 年、カナダとノルウェーは、カナダ産アザラシ製品と、グリーンランド産アザラシ製品との間では、例外が適用される条件が異なっているとして、TBT 協定の違反認定を求めるとともに、予備的請求として GATT 第 1 条及び第 3 条違反を求め、EU を提訴した。

当該案件において、上級委員会は、EU による規制措置は TBT 協定における強制規格（Technical Regulation）には該当せず、TBT 協定の適用の範囲外であると判断した。そのため、上級委員会は、GATT 第 1 条及び第 3 条についての解釈・判断を行った。その中で上級委員会は、TBT 協定第 2.1 条と、GATT 第 1 条における最恵国待遇原則及び GATT 第 3 条第 4 項における内国民待遇原則とを同様に解釈することはできないとの立場を示した。また、WTO 諸協定は首尾一貫して解釈がなされなければならないとの判断も下し、TBT 協定第 2.1 条と GATT 第 1 条及び第 3 条第 4 項は、整合的に解釈されなければならないと指摘した。

その上で、本規制措置により、カナダ産・ノルウェー産アザラシ製品は、同種の国内産品と比して国内市場における競争条件が悪化させられていると認定し、EU は前者に対し、GATT 第 3 条第 4 項における「不利でない待遇」を与えているとは言えず、同条に違反すると判断した。当該判断を行うに当たっては、措置の目的は考慮せず、競争条件が悪化しているか否かという点のみに着目し、判断を行った。一方で上級委員会は、措置の目的に関して、EU によるアザラシ製品の禁止措置は、EU 域内の人々の動物福祉に対する関心の高まりに鑑みると、GATT 第 20 条(a)公徳の保護のために必要な措置であると認定した。ただし、EU の措置は、GATT 第 20 条柱書における任意のもしくは正当と認められ

ない（arbitrary or unjustifiable）差別待遇であるとして、GATT 第 20 条により正当化されないとした。

(5) カナダ—再生可能エネルギー発電分野に関する措置 (DS412、426)

カナダ・オンタリオ州における再生可能エネルギー電力固定価格買取制度である FIT（Feed-in Tariff）プログラムは、オンタリオ電力庁（Ontario Power Authority: OPA）によって運営され、同プログラムのもとで再生可能エネルギー発電事業者は、OPA と 20 年間又は 40 年間の長期契約を締結することによって、発電単位当たり一定額での買い取りを保証された。ただし、契約締結に当たっては、風力発電又は太陽光発電事業者がオンタリオ州原産の「発電設備」を一定割合以上使用することを求めるローカルコンテンツ要求が含まれていた。申立国である日本は、2011 年、カナダの FIT プログラム（及びその契約）によるローカルコンテンツ要求は、TRIMs 協定第 2 条第 1 項、GATT 第 3 条第 4 項、及び補助金協定第 3.1 条(b)及び第 3.2 条に違反すると申し立てた。カナダは GATT 第 3 条 4 項違反については、本件措置は第 3 条第 8 項によって正当化されるため、GATT 第 3 条 4 項に違反しないと主張を行った。

上級委員会は、本件ローカルコンテンツ要求は GATT 第 3 条 4 項違反であるが、GATT 第 3 条第 8 項(a)に規定される措置であれば、その義務は免除されるため、措置が GATT 第 3 条第 8 項(a)に規定される、政府調達に該当するか否かの判断を行った。上級委員会は、GATT 第 3 条第 8 項(a)により義務が免除されるためには、政府調達によって調達される産品と、外国産の産品とが競争関係にある必要があると指摘した。そのうえで、本件において州政府が調達しているのは、再生可能エネルギー発電により得られた「電気」である一方で、外国産品として差別を受けているのは「再生可能エネルギー発電設備関連製品」であり、両者は競争関係にないと判断した。そのため、本件措置に伴う発電設備関連製品に対する差別は、GATT 第 3 条第 8 項(a)に規定される政府調達（調達を規制する法令又は要件）に該当せず、カナダによる GATT 第 3 条第 4 項違反を認定した。

(6) 米国-マグロ及びマグロ製品の輸入、売買及び販売に関する措置 (DS381)

TBT 協定第 2.1 条及び GATT 第 3 条第 4 項について判断 (第Ⅱ部第 11 章 2. 主要ケース (3) を参照のこと)。

(7) 米国-輸入畜産物に係るラベリング措置 (DS384、386)

TBT 協定第 2.1 条及び GATT 第 3 条第 4 項について判断 (第Ⅱ部第 11 章 2. 主要ケース (4) を参照のこと)。

(8) ブラジルによる自動車に関するローカルコンテント要求 (工業製品税の条件付き減税 (国産品優先補助金)) (DS472、497)

GATT 第 3 条第 4 項や補助金協定第 3.1 条(b)に関して判断 (第Ⅰ部第 11 章参照)。

(9) EU-エネルギー産業に関する措置 (DS476)

GATT 第 3 条第 4 項及び GATS 第 17 条について判断 (第Ⅱ部第 12 章 3. 主要ケース (7) (①(a) ガス指令上の分離措置、②公的機関措置、④インフラ免除措置、⑥(b) 3 ヶ国の第三国認証措置、及び⑦ガス指令上の TEN-E 措置) を参照のこと)。

